

阿賀野市規則第 15 号

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年阿賀野市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「6 月以上継続勤務しているもの」を「6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。